

## 議会運営委員会会議録

開閉日時 平成22年6月23日（水） 午後1時00分～午後1時15分  
会 場 委員会室

### 1. 出席者

2番 杉浦辰夫、 6番 磯貝正隆、 10番 寺田正人、  
13番 内藤とし子、 16番 神谷 宏、 17番 小嶋克文  
オブザーバー 議長、副議長、9番 神谷ルミ

### 2. 欠席者

なし

### 3. 傍聴者

幸前信雄、杉浦敏和、鈴木勝彦、内藤皓嗣、水野金光

### 4. 説明のため出席した者

なし

### 5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記1名

### 6. 付議事項

- 1 高浜市議会の議決すべき事件を定める条例の一部改正について
- 2 9月定例会の日程について
- 3 その他

### 7. 会議経過

委員長挨拶

議長挨拶

《議 題》

1 高浜市議会の議決すべき事件を定める条例の一部改正について

委員長 これにつきましてはお手元に配布されておりますが、市政クラブさんから議員提出議案として提出をされましたが、この議案の取り扱い及び改正案について各会派から御意見をいただきたいと思っております。その前に市政クラブさんより補足説明等があればお願いをいたします。

説（２） 今回の高浜市議会の議決すべき事件を定める条例の一部改正について、上程するにあたって内容で一部意見というか内容説明をさせていただきますのでよろしくお願ひいたします。地方分権の進展に伴い、地方自治体は、自らの地域のことは自ら決め、それにより生じる結果の責任も負う自己決定、自己責任の時代を迎えています。その中で、市の施策展開の基本的な方向を示す総合計画を的確に策定し、かつ実施していくことが重要であると考えます。このように、その果たすべき役割が飛躍的に高まっている市の行政計画ですが、現在、これらに対する議会の関与は、唯一基本構想の策定についての議決が地方自治法に定められているのみであり、市の10年間の施策展開の方向を総合的、体系的に示す基本計画は議会の関与については、何ら定められていません。さらに地方自治法の改正によって総合計画の策定や基本構想の議決も撤廃しようとしています。そこで、私ども市政クラブは、執行機関の自律的な行政運営を尊重しつつも、市行政にかかわる重要な総合計画の策定に、二元代表制の一翼を担う議会としても積極的にかかわり、総合計画における基本計画を議会の議決事項に盛り込むべきと考えました。現在、高浜市が進めている「高浜市の未来を描く市民会議」や「総合計画審議会」は議会としては傍聴者でしかないと考えます。そして「総合計画審議会」には議長が当て職として参加しているのが現状であります。今回策定されている第6次総合計画は、地域の課題の抽出過程から原案作成までの間、多様で重層的な市民参加を通じて市民との合意形成が行われていると思ひます。それでは議会との合意形成はどうでしょうか。

議会の合意とは、議会の権能を担保し、議決をもってこそ合意形成といえるのではないかと考えます。議会の責任が果たされるのではないかと考えるものです。また、今後制定されるだろう自治基本条例においてもしかり、またそれが理念条例であるならば、ぶら下がり条例として総合計画策定条例なども考えていかなければならないと思います。地方自治法から総合計画が消えてしまうことも加味していくなれば、総合計画、基本構想、基本計画などの言葉の定義や策定の意義をしっかりと盛り込み、さらに議会の議決事項も盛り込むことが必要と考えます。そこで、現在策定中の高浜市第6次総合計画をしっかりと担保することと、議会の責任ある合意形成を担保するためにも、高浜市議会の議決すべき事件を定める条例の一部改正を上程するものです。

委員長 まず初めに共産党さん。

意（13） この中で実施計画をはずしているわけですが、それがここでは小回りが利くというのか、そういう面が利かなくなるからというようなことだと思うんですが、ちょっとその点をもう少し説明をお願いしたいと思います。

意（2） 今回実施計画をはずしているのは、今後このような時代の中で実施計画を変更、あるいは廃止など起こりうることは十分に考えるもので、そんな時こそ行政は迅速に対応しなければならない、そのために今回の議決事項からはずしておくべきだと思っています。

意（13） 実施計画をはずすということですが、表裏一体といいますかね、小回りが利かないと言いますが、議会は年4回はありますし、そういうところでもし議決事項に入れなくてもそういうところで全員協議会なんかを開いて、報告事項をきちっと入れるというようなことがあればいいと思うんですが、そういう点ではどういうふうに考えてみえるんでしょうか。

意（2） 今言われるようにその都度どうのというあれで、やるためにも今はずしてどうのというか、実施計画は先ほど言ったように変更やなんかがあった時に当然十分考えられるということで、これを盛り込むとですね、後々審議していく上で後戻りというんですか、なんかなってもいけないという意味があって、今回はずしてあります。

委員長 それでは次に公明党さん。

意（17） この案で結構でございます。

委員長 次に新政クラブさん。

意（16） 中ごろに書いてある中で、高浜市の未来を描く市民会議だとか総合計画審議会は議会としては傍聴者でしかないという文言がありますし、総合計画審議会には議長が当て職として参加しているのが現状ですということは、もしなんかあった時にこういうそのためにこの条例をつくるということだと思いますけれども、それなら初めから議員をその審議会とかいろんなもののメンバーに入れるべきだとそういうふうに思いますけど、そういうことは審議したんですか、どうですか。

意（2） 今回当て職どうのという、今回の総合計画審議会や何かで、今委員長が議長の際に最初当て職、委員としてではなしに入っていたもんですから、そのままの状態、今回の文章の中では現状という感じでこの文章の中では書かせていただいております。

意（16） やはり、もしこういうことを決めるなら、その前に議会として当然審議会とかいろんな各種委員会の中に入れてほしいと、そういう要望を出して、それでも聞いてくれないなら議会としてやっていくという形に持っていけないとおかしいんじゃないんですか。いきなりこんな持ってくるということは。だから私はこれには積極的には賛成しません。

委員長 次に参考までに絆の会さん。

意（9） この自治法の96条の2項の案件について、姉妹都市提携という、私はこの案には基本的に、総合計画に基づいて基本構想とか基本計画が決まるわけですから、基本的には議会で議決して担保するという意見には賛成しています。ただこの条文化した時に、いただいた案だとすごくわかりにくい、基本計画というものがわかりにくいので、上の1号との関連から総合計画（基本構想に基づく基本計画）でよろしいかと。文章の文言の担保だけでもいいかなと思います。

委員長 参考にさせていただきます。それでは各会派から御意見をいただきましたが、この一部改正案については全会一致を見ませんので、単独なり、他の会派と一緒にという形で提出をするということをお願いいたします。

## 2 9月定例会の日程について

事務局説明 それではお手元のほうに平成22年9月高浜市議会定例会の会期及び会議日程（案）を配布させていただいておりますので、御覧いただきたいと思ひます。会期につきましては、9月2日から9月29日までの28日間とさせていただきます。告示につきましては8月25日。一般質問の締め切りを8月27日の午後5時までとし、9月2日に本会議第1日目を開催し、開会、市長招集挨拶、会議録署名議員の指名、会期の決定、諸報告、議案上程、説明、一部採決、報告の順で行います。6日及び7日の2日間を一般質問、一般質問終了後に関連質問をお願いしたいと思ひます。9日は第4日目といたしまして、総括質疑、決算特別委員会の設置、議案の委員会付託を願ひ、13日から15日までの3日間におきまして決算特別委員会の開催をお願いいたしまして、常任委員会の開催につきましては、21日に総務建設委員会を、22日に福祉文教委員会をいずれも午前10時から開き、それぞれ付託案件の審査をお願いしたいと思ひます。最終日の第5日目につきましては、29日に委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決、閉会の順で願ひするものでございます。

委員長 ただいま、事務局から説明がありました。9月定例会の日程につきましては、案のとおり決定させていただいてよろしいでしょうか。

異 議 な し

委員長 なお、会期及び会議日程については、7月25日発行の議会だよりに掲載をしまいたいと思ひますので、よろしく願ひをいたします。

## 3 その他

委員長 1つ、私のほうから確認をさせていただきます。6月18日に開催をいたしました議会運営委員会でお願ひしました件であります。自治基本条例における議会、議員関係部分の各派の案文は前にも申し上げましたが、25日

までに事務局へ提出をお願いします。それを受けて、29日、火曜日の午後1時30分より議会運営委員会を開催をいたしますので、よろしくお願いをいたします。またそこで決定されない場合は、7月2日、金曜日の午前10時より開催をいたしますので、御予定をいただきたいと思います。

委員長挨拶

閉会 午後 1時15分

議会運営委員会委員長